施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。（入札説明書参照。）

㋐　構造、規模、工事種別　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、以下に掲げる①から⑤のいずれかに該当する規模の工事。

①　外部建具の改修（かぶせ工法又は撤去工法によるものに限る。）で、その見付面積が2,000㎡以上の工事

②　新築又は増築工事で、外部建具の見付面積が2,000㎡以上の工事

③　一の工事における外部建具の改修（かぶせ工法又は撤去工法によるものに限る。）及び新設の合計見付面積が2,000㎡以上である工事

④　延べ面積15,000㎡以上の新築工事

⑤　増築部分の床面積15,000㎡以上の増築工事

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成８年４月１日以降の工事で、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる㋐の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成８年４月１日以降の工事で、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の㋑の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること。（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。（入札説明書参照。）

㋑　構造、規模、工事種別　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、以下に掲げる①から⑤のいずれかに該当する規模の工事。

①　外部建具の改修（かぶせ工法又は撤去工法によるものに限る。）で、その見付面積が1,000㎡以上の工事

②　新築又は増築工事で、外部建具の見付面積が1,000㎡以上の工事

③　一の工事における外部建具の改修（かぶせ工法又は撤去工法によるものに限る。）及び新設の合計見付面積が1,000㎡以上である工事

④　延べ面積7,500㎡以上の新築工事

⑤　増築部分の床面積7,500㎡以上の増築工事

⑹　「本工事に係る工程管理に対する技術的所見」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

②　平成８年４月１日以降の工事で、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸㋑の基準を満たす建築工事で元請としての経験を有する者であること（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局（旧地方建設局を含む）長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。（入札説明書参照。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。（入札説明書参照。）

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省国営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、関東地方整備局営繕部筑波分室、北海道開発局営繕部又は沖縄総合開発建設部営繕課の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した２⑷中「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、平成20年10月１日から平成22年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績の評定表の評定点の平均が60点以上であること。（入札説明書参照。）

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者）でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　総合評価落札方式において提出された施工方法等の提案（以下「技術提案」という。）が適正であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制

②　「本館外部建具改修における施工品質確保に関する取組」に係る具体的な提案

③　「本館外部建具改修において全体工期及び１日ごとの繰り返し改修工程を確実に達成するための工程管理に関する取組（全体工期の短縮に関する取組を除く）」に係る具体的な提案

④　「別館屋上の防水・外壁改修における騒音及び振動の抑制に関する取組」に係る具体的な提案

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。（入札説明書参照。）

③　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格